

令和 7 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税には、土地・家屋以外に償却資産があります。償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産を、資産所在地の市町村長へ申告することとなっております。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照のうえ申告書を作成し、期限までに提出くださいますようお願いいたします。

○申告期限 令和 7 年1月31日(金)

※なるべくお早めの申告にご協力をお願いいたします。

○提出先及びお問い合わせ先

〒857-0392

長崎県北松浦郡佐々町本田原免 168 番地 2

佐々町役場 税財政課 固定資産税担当

電話 0956-62-2101 内線 142、144

※役場に直接持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。
(土日祝日を除く)

※インターネットによる電子申告「eLTAX(エルタックス)」を利用することもできます。

電子申告を行う場合は、事前に利用届出等が必要です。詳しくは eLTAX の
ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



佐 々 町

目 次

I 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方	1
(2) 申告書等の提出方法	1
(3) 申告書等の提出期限	2
(4) 申告されない方、虚偽の申告をされた方	2
(5) 申告内容の確認調査について	2

II 償却資産とは

(1) 償却資産とは	3
(2) 申告の対象となるもの	3
(3) 申告の対象とならないもの	3
(4) 少額の減価償却資産の取扱いについて	3
(5) 業種別の主な償却資産	4
(6) 建築設備等における家屋と償却資産の区分	4・5

III 償却資産の評価と課税について

(1) 評価額の計算方法	6
(2) 税額の計算方法・免税点	6
(3) 非課税	6
(4) 課税標準の特例	6
(5) 国税との主な違い	7

I 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、佐々町内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している法人又は個人

(2) 申告書等の提出方法

申告用紙を提出又は電子申告(eLTAX)による提出

○電子申告について
eLTAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きに従って、申告データを送信していただく方法です。詳しくは eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

※電子申告を行う場合は、事前に利用届出等が必要です。

※控えに受付印が必要な方は、提出用及び控用を提出してください。申告書を郵送される方で控え(受付印を押印したもの)の返送をご希望の方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●初めて申告される方

令和7年1月1日現在所有されている事業用資産の全部を申告してください。

申告内容	申告書	種類別明細書	注意事項
申告する資産がある方	○	○	町内に所有している償却資産を全て記入してください。
申告する資産がない方	○	—	申告書備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

●前年に申告されている方

前年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に取得した資産及び減少した資産、前年度申告漏れになっていた資産を申告してください。

申告内容	申告書	種類別明細書	注意事項
資産の増減がある方	○	○	増加資産・減少資産をそれぞれ記入してください。
資産の増減がない方	○	—	
廃業等された方	○	—	申告書備考欄にその旨と年月日を記入してください。

■企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全ての資産について、評価額等を計算し、評価額・決定価格・課税標準額を全て記載してください。

(3) 申告書等の提出期限

申告書提出期限は、**令和 7 年 1 月 31 日(金)**です。
※お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

(4) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由なく申告をされなかった場合、地方税法第 386 条及び佐々町税条例第 75 条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科されることがあります。

(5) 申告内容の確認調査について

申告書受理後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いします。また、税務署にて所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行い、その内容に基づいて課税をさせていただくことがありますのでご了承ください。

上記調査等に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、資産を取得された年度によって過年度まで遡及(ただし、地方税法第 17 条の 5 の規定により、最大 5 年が限度)することもありますので、ご了承ください。

Ⅱ 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用するだけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

(2) 申告の対象となるもの

- ① ・耐用年数 1 年以上で、取得価額が 10 万円以上の資産
・取得価額 10 万円未満の資産であっても個別に減価償却をしている資産
※取得価額 20 万円未満の資産で 3 年間で一括して減価償却をする資産は申告の対象となりません。※詳しくは(4)少額の減価償却資産の取扱いについてをご覧ください。
- ② 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であっても、1 月 1 日現在において事業の用に供しているもの、又は供しうるもの
- ③ 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産
- ④ 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ⑤ 遊休資産、未稼働資産であっても、1 月 1 日現在において事業の用に供することができる状態にある資産
- ⑥ 割賦購入資産で、割賦金を完済していない資産であっても、既に事業の用に供している資産
- ⑦ 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供している資産
- ⑧ 租税特別措置法を適用して損金算入している資産

(3) 申告の対象とならないもの

次のような資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- ① 無形固定資産(例:ソフトウェア、特許権、営業権、漁業権等)
- ② 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの
- ③ 繰延資産(例:創立費、開業費、開発費等)
- ④ 牛、馬、果樹その他の生物(観賞用や興行用の動植物は申告対象)
- ⑤ たな卸資産(商品、製品、半製品、消耗品で貯蔵中のものなど)

(4) 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で均一償却したもの
- ③ 地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの。

ただし、下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

(5) 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN 設備等、借家に施した内装工事等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付きのものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
アパート経営業 貸間業等	駐車場舗装、外構、外灯、駐輪設備、LAN 設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木エスライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機等

(6) 建築設備等における家屋と償却資産の区分

家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱います。次の表が償却資産と家屋の一般的な区分の例示です。

<家屋と償却資産の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受・変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明設備	屋外設備一式、非常用照明器具		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管、配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管、配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等	○			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○		○
		配管、配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	呼出表示設備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
	換気設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		特定の生産又は業務用設備		○		○
その他の設備等	自動車管制装置	上記以外の設備	○			○
		設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラPPERゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
外構工事	外構工事	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		○		○
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		○

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

(1) 評価額の計算方法

申告された資産について、取得年月、取得価額、耐用年数に応じて、次の表のとおり 1 件ずつ評価額を計算します。

ただし、計算結果が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%が評価額となります。

区分	評価額
前年中に取得された資産	取得価額 × (1 - ※減価率 × 1/2)
前年前に取得された資産	前年度評価額 × (1 - ※減価率)

※減価率…原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

(2) 税額の計算方法・免税点

① 税額の計算

上記(1)により計算された評価額が課税標準額となり、これに税率(1.4%)をかけたものが税額です。

ただし、課税標準額の特例が適用される場合は、課税標準の特例により軽減される額を差し引いた額が課税標準額になります。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4/100)$$

② 免税点

課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

(3) 非課税

地方税法第 348 条等に規定する資産については、非課税となります。該当する資産を所有されている方は、それを証明する関係書類と「固定資産税非課税規定の適用申請書」を提出してください。

(4) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、本法附則第 15 条等に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。該当する資産を所有されている方は、それを証明する関係書類を提出してください。

主なものは次のとおりです。(一部抜粋)

課税標準の特例(一部)	
法第 349 条の 3 第 3 項	農業協同組合、中小企業等協同組合等が、国の補助金等を受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置
法附則第 15 条第 2 項	公共の危害防止施設又は設備
法附則第 15 条第 44 項	先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が行った設備投資に係る償却資産

※税制改正により特例の適用範囲等が変更になることがあります。

(5) 国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
減価償却の方法	固定資産税定率法	定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
増加償却	○	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額 1 円まで
改良費	区分評価	原則区分評価
償却計算の期間	賦課期日(1 月 1 日)	事業年度